

大規模公園におけるキッチンカー試験導入

募集要項

令和7年1月

大田区

目次

1. 目的	2
2. 募集内容等	2
(1) 募集内容	2
(2) 事業協力内容	2
(3) キッチンカー出店に係る料金	2
(4) キッチンカー出店期間	2
(5) キッチンカー出店予定公園	2
(6) 実施条件及び注意事項	3
3. 応募方法等	4
(1) 日程	4
(2) 質疑応答	4
(3) 応募書類	5
(4) 書類の提出方法	5
(5) 注意事項	5
4. 参加条件等	5
(1) 参加資格要件	5
(2) 欠格事項	6
5. 審査方法等	7
(1) 書類審査	7
(2) 企画提案書審査	7
(3) 企画提案書審査会（ヒアリング）	7
(4) 結果通知	7
(5) その他	7
6. 準備期間における注意事項	8
7. 事後ヒアリング	8
(1) 日程	8
(2) 場所	8
(3) ヒアリング内容（予定）	8
8. 問合せ先	8
【別添資料】	8
【様式集】	8

1. 目的

大規模公園の利用促進・魅力向上を図ることを目的とする。

2. 募集内容等

(1) 募集内容

キッチンカー出店事業全般に関する知識や経験、事業運営スキルを有するキッチンカーコーディネーター事業者（以下「実施者」と称す）を募集する。

(2) 事業協力内容

- キッチンカー出店事業の運営（出店調整、許可申請を含む）
- キッチンカー出店事業の実施に係る広報物作成及び印刷
- キッチンカー出店事業に係る区民への広報
- 売上データの分析、キッチンカー事業者及び利用者へのアンケート、及び報告書作成
- 事後ヒアリングへの参加

※詳細は協議の上決定し、区とコーディネーターで試験導入にかかわる協定書を取り交わして事業実施予定。

(3) キッチンカー出店に係る料金

試験導入事業では大田区立公園条例第 12 条に基づく使用料のみを徴収する。

なお、上記使用料は事業実施までに納入するものとし、既納の使用料は大田区立公園条例第 19 条に規定するとおり原則還付しないものとする。

種別	単位	金額
土地	1 平方メートル 1 月	690 円

(4) キッチンカー出店期間

- 日程（西六郷三丁目公園を除く 8 公園）
令和 7 年 4 月 26 日（土）～令和 8 年 3 月 25 日（水）（予定）
- 日程（西六郷三丁目公園）
令和 7 年 5 月 24 日（土） 令和 8 年 3 月 23 日（月）（予定）
両日程とも荒天等により、区の判断で事業を中止することがある。
- 時間
午前 10：00 から午後 4：00 まで（設営・撤去時間を除き）を原則とするが、区と協議の上、変更することも可能とする。

(5) キッチンカー出店予定公園

出店予定公園は以下 9 公園とし、期間内において、可能な限り全ての公園にキッチンカーを出店することとする。

なお、最終的な出店場所・数は区とコーディネーターとの協議により決定し、各公園の詳細については別添資料（資料 1）を参照。

- 平和島公園
- 平和の森公園
- 森ヶ崎緑華園
- 西六郷公園
- 西六郷三丁目公園
- 萩中公園

- 多摩川台公園
- 洗足池公園
- 東調布公園

(6) 実施条件及び注意事項

- 実施者は、区の指示及び各種法令を遵守すること。
- 公園内で行われる他イベントとの調整・連絡を積極的に行うこと。
- 事業の実施に当たり区の歳出はないものとし、区の補助金等も活用しないこと。
- 事業者の提案内容に応じて、区でも本事業に係る取組を実施する場合がある。
- 実施者による取組が関係法令に違反し又は応募内容に反し、若しくは著しく不適切である場合又は緑地管理その他公益上やむを得ない必要がある場合は、区は本事業を取り止めさせることがある。
- 実施者は、荒天・自然災害等でやむを得ず営業休止又は中止する場合は事前に区に連絡すること。
- 本事業に正規社員を配置し、責任者や窓口等連絡体制を区に報告すること。
- 本事業の全部又はキッチンカーへの管理監督責任など主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- 本事業実施に係わる自らのリスクが担保できる保険に加入すること。
- 出店事業、データ取得、実施に向けた広報、それらに伴う調整、各種申請及び施設等の設置・撤去等に係る一切の費用を自ら負担すること。
- 事前に「8. 問合せ先」に確認した上で、本事業実施に当たって必要に応じて関係者、関係機関及び地域との調整を行い、各種申請を主体となって実施すること。
- キッチンカーは、食品衛生責任者等の資格及び、公的機関の定める営業許可証（東京都の許可）を有するものとする。
- キッチンカーは指定された場所以外駐車することはできない。敷地内での走行時は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度 10 km/h 以下で走行すること。
- 実施者は、区による利用制限や施設の撤去の指示に従うこと。
なお、大雨や強風、自然災害などの不可抗力により本事業を中止する場合は、区による補償は行わない。
- 販売した飲食物の空き容器等を廃棄するためのゴミ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。
なお、西六郷三丁目公園では、園内の既設ゴミ箱横にもゴミ箱を設置し、適切に処分すること。ゴミ箱の位置については別添資料（資料 1）を参照。
また、出店により発生した廃油、汚水等についても出店者が持ち帰り適正に処分すること。
- キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- 管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させたキッチンカーが特定できた場合は実施者側で処分すること。

- 実施者は、本事業の実施により第三者（公園利用者等）及び公園施設に損傷を与えた場合は、速やかに区に報告するとともに、出実施者自らの責任と費用負担において解決に当たること。
- 本事業終了後、区は、公園施設を原状に回復するなど公園及び緑地管理上必要な措置を指示することがある。実施者は、当該原状回復終了後、必要に応じて区が指定する者の検査を受けること。
- 実施者は、実施区域が禁煙であることを了承した上で本事業を実施すること。
- 実施者は、実施区域にライフライン（電気・上下水道・ガス）の引込みがなされていないことを了承した上で本事業を実施すること。
- 実施者は、来園者の移動動線及び園内利用を阻害しないよう配慮すること。
- 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布）、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用は禁止する。
- 出店時は、近隣に対し、騒音や視線、悪臭、照明、衛生等の配慮を行うこと。
- 環境に配慮したサステイナブルパッケージの利用を検討し、プラスチックごみの発生抑制の観点から、原則プラスチック製買物袋の提供はしないこと。
ただし、商品購入者から有料化対象のプラスチック製買物袋の要望があった場合、別途、適正価格で販売することは差し支えない。
- 実施者及びキッチンカーは、近隣からの苦情等が発生した場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すると共に、その内容を区に報告すること。
- 衛生管理及び食中毒等の予防を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- 萩中公園では、可能な限り販売品目について、園内飲食店メニューとの差別化を図ること。
- その他不明な点については、区担当者との協議すること。

3. 応募方法等

(1) 日程

募集要項等の公表	令和7年1月15日(水)
質問事項の締切	令和7年1月20日(月) 正午必着
質問事項への回答	令和7年1月22日(水) 予定
応募書類提出期限	令和7年1月24日(金) 17:00 必着
書類審査結果通知	令和7年1月30日(木) 予定
企画提案書提出期限	令和7年2月7日(金) 正午必着
企画提案書審査会（ヒアリング）	令和7年2月21日(金)
結果通知	令和7年2月25日(火) 予定
基本協定締結	令和7年3月下旬予定

※期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

(2) 質疑応答

質問がある場合は「質問書」（様式 - 4）を締切期限までに電子メールにて「8. 問合せ先」へ送付してください。

なお、受信の確認は、区から質問者に対して翌営業日中に行います。

また、回答については、提出された質問事項を統合した共通の回答書を個別に送付します。

(3) 応募書類

関係法令、大田区立公園条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な確認を行った上で、提出書類を作成してください。

No	提出書類等	留意事項	様式
1	応募申請書		様式 - 1
2	法人等の概要		様式 - 2
3	事業実績	各実績毎に実績が確認できる許可書等の書類を添付すること	様式 - 3
4	会社案内・概要・パンフレット等		-
5	定款	写し可	
6	商業登記事項証明書	発行後3か月以内の謄本	
7	納税証明書	国税の納税証明書（その3の3） 地方税の納税証明書	
8	財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書又はこれに類する書類（直近3期分）	
9	企画提案書	書類審査通過事業者のみ、資料2を参照に作成すること	
10	質問書		様式 - 4

(4) 書類の提出方法

提出期限までに、「8. 問合せ先」に電子メールにて送付することとし、応募書類については、No1～8とします。

なお、受領の確認は、区から応募者に対して翌営業日中に行います。

(5) 注意事項

「4. 参加条件等」を熟読し、条件等を満たすことを確認の上、応募してください。

4. 参加条件等

(1) 参加資格要件

応募者の参加資格要件は以下のとおりとする。

- キッチンカー出店にかかる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督など、本事業に係るトータルマネジメントが可能なコーディネーターとする。
- キッチンカーコーディネート事業について、官公庁等において過去2年以上にわたり継続している実績を有する者とする。
- キッチンカーコーディネート事業について、常時稼働している出店スペースを有している者とする。

なお、イベント等の一時的な出店は含まない。

- 本事業の趣旨及び目的を理解の上、「2. 募集内容等 (6) 実施条件及び注意事項」を厳守し、本事業を実施することができる事業者であること。
- 本事業の実現に向けた関係者との調整を積極的に実施する事業者であること。
- 応募及び本事業の実施に際して必要となる一切の費用を自ら負担することに同意する事業者であること。
- 全出店日において、キッチンカー事業者及び利用者に対するアンケート調査を実施すること。
なお、アンケート内容は、事前に区と協議して決定するものとする。
- 公序良俗に反しない取組を実施する事業者であること。
- 大田区における契約に関する特約（暴力団特約）の趣旨を理解し、本事業において特約の内容を遵守する事業者であること。

(2) 欠格事項

応募者が以下の欠格事項のいずれかに抵触する場合は、応募することができない。また、選定後に、欠格事項に抵触することが判明した場合は、選定を取り消すこととする。

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、区の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、区の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者
- 国税又は地方税を滞納している者
- 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく指名停止期間中の者
- 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けた者
- 募集要項公表後、本事業に関して、担当部局への事務的な連絡（書類提出に係

る事前連絡、応募に当たっての質問等)及び法令の確認等を除き、区の事前の許可なく区職員に接触した者

5. 審査方法等

(1) 書類審査

応募者が提出した応募申請書等を基に、「4.参加条件等」に記載する条件に応募者が合致することを区内関係者で審査を実施します。

(2) 企画提案書審査

- 本区職員で構成する「大規模公園におけるキッチンカー試験導入事業に係る事業者選定委員会」を設置し、審査基準に基づき審査を実施します。
- 各審査員が企画提案書等の内容を評価(点数化)し、合計点数により順位を決定します。

評価項目	評価視点
理解度	目的、募集内容を十分に理解しているか。
実施体制	適正な衛生管理を行う工夫があるか。 リスクマネジメントが具体的かつ明確であるか。
現状把握等	公園の現状や特性等の把握が十分であるか。 近隣へ配慮した販売品目計画であるか。
地域波及効果	地元との連携策を含んでいるか。
事業への協力度	効果的な周知方法であるか。
環境への配慮	容器等の回収・処分方法、清掃の実施方法について。 環境配慮型機器の使用について。
独自の取り組み	公園の魅力向上等につながる取り組みがあるか。

(3) 企画提案書審査会(ヒアリング)

- 提案時間はおおむね30分程度(説明20分以内、質疑応答)とします。
- ヒアリングの際に追加資料の提出やパワーポイントの使用は認めません。
- 指定の日、会場の詳細については、書類審査通過事業者へ別途通知します。

(4) 結果通知

- 審査結果は、応募者全員に文書で通知します。
- 審査経過は公表しないものとし、選定結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。
- 最終審査結果については、本区のホームページ等に公表します。

(5) その他

- 本事業への募集に要する一切の費用(提出書類の作成及び提出に関する費用等)は応募者の負担とします。
- 提出すべき書類に不備や虚偽内容が記載されている場合は、審査対象としませ

ん。

- 提出書類等の著作権は応募者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- ヒアリングへの参加案内は、電子メールにてお知らせします。

6. 準備期間における注意事項

選定された応募者は、選定後に実施する区及びその他関係者との調整や会場の使用方法等の検討を実施する協議の場に必ず出席すること。

7. 事後ヒアリング

本事業による効果や課題を検証することを目的とした事後ヒアリングを実施する。

なお、「7.事後ヒアリング (3) ヒアリング内容 (予定)」に記載した項目について報告書を取りまとめ、事業終了後、10 営業日以内に区に提出すること。

(1) 日程

令和8年3月中 (予定)

(2) 場所

大田区公園課 (本庁舎分室)

(3) ヒアリング内容 (予定)

- 売上影響事項 (天候等) を加え、出店場所、時間帯、メニュー、客層等を個別に集計し、集計結果から需要や課題をまとめたキッチンカー販売実績を報告すること。
- キッチンカー事業者及び利用者を対象に行ったアンケートとりまとめて報告すること。
- 準備段階、実施当日における課題について報告すること。
- その他区への要望等

8. 問合せ先

大田区都市基盤整備部公園課計画調整担当

担 当：池寄 (いけざき)、志村、鈴木

所在地：〒144-0047 大田区萩中三丁目 26 番 46 号 (本庁舎分室)

電 話：03-6715-1825

電子メール：koen@city.ota.tokyo.jp

【別添資料】

資料1 対象公園概要及び対象公園詳細

資料2 企画提案書作成要領

【様式集】

様式1 応募申請書

様式2 法人等の概要

様式3 事業実績
様式4 質問書